

政令指定都市制度の概要

	頁
1 政令指定都市の要件	1
2 政令指定都市の特例	4
3 政令指定都市移行までの手続.....	9
4 支所のあり方について.....	10
資料 指定都市・中核市等の処理する主な事務の比較.....	13
資料 行政組織上の特例（主なもの）.....	14
資料 各政令指定都市の区役所体制.....	15

1 政令指定都市の要件

地方自治法第252条の19第1項は、「政令で指定する人口五十万以上の市」と定めている。

ただし、これまでの指定状況から、政令指定都市の実質的な要件として、概ね次のような要件を満たすことが必要であるとされている。

- (1) 人口がおおむね 100 万人程度であること。
- (2) 人口密度が 2,000 人 / k m²以上であること。
- (3) 第 1 次産業就業者比率が 10%以下であること。
- (4) 都市的形態及び機能が整っていること。
- (5) 行財政能力を備えていること。
- (6) 行政区を設置し、区の事務を処理する体制が整っていること。
- (7) 地元の賛意があること。例えば、市議会及び県議会の意向が確認されていること。

(出所：千葉市『政令指定都市のあゆみ』)

「市町村合併支援プラン」(市町村合併支援本部)

政令指定都市の指定の弾力化

大規模な市町村合併が行われ、かつ、合併関係市町村及び関係都道府県の要望がある場合には、政令指定都市の弾力的な指定を検討する。

		仙台市	千葉市	さいたま市	新市(堺市・美原町)
	移行日	平成元年4月1日	平成4年4月1日	平成15年4月1日	
1.法令上の要件	移行時人口<万人> (推計人口)	89.8 (S63.10.1)	83.5 (H3.10.1)	105.9 (H15.10.1)	
2.実質的な要件					
(1)人口 (概ね100万人程度)	平成12年国勢調査 <人>	1,008,130	887,164	1,024,053	829,636
(2)人口密度 (2,000人/km ² 以上)	平成12年国勢調査 <人/km ² >	1,287	3,261	6,084	5,531
(3)第1次産業就業人口比率 (10%以下)	平成8年事業所・企業統計調査	0.10%	0.04%	0.02%	0.04%
(4)都市的形態・機能					
面積	平成12年国勢調査<km ² >	783.54	272.08	168.33	149.99
人口集中地区面積 ・比率	平成12年国勢調査<km ² >	129.69 16.6%	116.8 42.9%	104.81 52.3%	105.26 70.2%
人口集中地区人口 ・比率	平成12年国勢調査<人>	892,252 88.5%	790,574 89.1%	862,542 94.0%	796,445 96.0%
昼夜間人口比率	平成12年国勢調査	108.1%	96.8%	91.1%	92.8%
(5)行財政能力					
財力指数	平成13年度	0.80	0.94	0.99	0.82
(6)行政区	行政区画答申日 区数	昭和61年3月31日 5	昭和59年3月31日 6	平成14年10月22日 9	堺市域では平成12年から 全市域で支所行政を実施 (6支所)。政令市移行 時には、美原区を設置予 定。
(7)地元の賛意 (市議会・ 府県議会の意向)	市	昭和63年3月8日 市議会議決 政令指定都市の 実現に関する意 見書	平成3年3月13日 市議会議決 千葉市の政令指 定都市の実現に 関する意見書	平成14年3月19日 市議会議決 さいたま市の政令 指定都市の実現 に関する意見書	平成5年12月22日 市議会議決 堺市の政令指定都市 移行実現に関する要 望決議
	府県	昭和63年3月18日 県議会議決 仙台市の政令指 定都市の指定促 進に関する意見 書	昭和63年3月19日 県議会議決 千葉市の政令指 定都市の指定促 進に関する意見 書	平成14年6月28日 県議会議決 さいたま市の政令 指定都市の指定 促進に関する意 見書	平成15年4月22日 大阪府市町村合併支 援本部会議決定 「政令指定都市移行連絡 準備会議」の設置を決定 第1回 平成15年6月30日 第2回 平成16年2月12日

< 参考 > 指定都市の状況

指定都市名	指定年月日	指定時		平成 12 年国勢調査	
		人口 (千人)	面積 (k m ²)	人口 (千人)	面積 (k m ²)
大阪市	昭和 31 年 9 月 1 日	2,547	202	2,599	221
名古屋市	昭和 31 年 9 月 1 日	1,337	250	2,171	326
京都市	昭和 31 年 9 月 1 日	1,204	550	1,468	610
横浜市	昭和 31 年 9 月 1 日	1,144	406	3,427	436
神戸市	昭和 31 年 9 月 1 日	979	480	1,494	547
北九州市	昭和 38 年 4 月 1 日	1,042	457	1,011	483
札幌市	昭和 47 年 4 月 1 日	1,010	1,118	1,822	1,121
川崎市	昭和 47 年 4 月 1 日	973	130	1,250	142
福岡市	昭和 47 年 4 月 1 日	853	243	1,341	338
広島市	昭和 55 年 4 月 1 日	853	675	1,126	741
仙台市	平成元年 4 月 1 日	857	788	1,008	784
千葉市	平成 4 年 4 月 1 日	829	270	887	272
さいたま市	平成 15 年 4 月 1 日	1,024	168	1,024	168
13 市平均		1,127	441	1,587	476

2 政令指定都市の特例

(1) 事務配分上の特例 (資料 「指定都市・中核市等の処理する主な事務の比較」)

政令指定都市は、都道府県が処理する事務の全部又は一部を直接処理することとされている。

(例1) 児童福祉に関する事務

児童相談所を市において設置することに伴い、児童福祉に関する事務のほとんど全部を市が行うこととなる。

(例2) 都市計画に関する事務

市街化区域と市街化調整区域との区分(いわゆる「線引き」)に関する都市計画決定等を除き、基本的に都市計画決定に関し都道府県が処理する事務のほとんど全部を市が行うこととなる。

(例3) 道路に関する事務

道路法に基づき市内の指定区間外の国道及び県道の管理を市が行うこととなる。

<参考> 堺市及び美原町域における道路の状況

	国道	府道
現状	政令で指定する区間は国が、その他の部分は大阪府が管理を行っている。	大阪府が管理を行っている。
移譲対象	現在大阪府が管理を行っている国道で、指定都市の区域内にある部分	指定都市の区域内に存する府道
堺市及び美原町域における対象路線	309号 310号	府道堺大和高田線 府道堺富田林線 府道泉大津美原線 など

(例4) 河川に関する事務(国土交通省及び都道府県との協議を前提とする)

一級河川は政令で定めるところにより、二級河川は都道府県知事が区間指定することにより、指定都市の長が管理を行うこととすることができる。

<参考> 堺市及び美原町域における河川の状況

	一級河川	二級河川
現状	国が指定する区間(指定区間)内の一級河川については、当該河川の部分の存する都道府県知事が管理を行うこととすることができる。	当該河川の存する都道府県知事が行う。
移譲対象	指定区間で知事が管理を行っている河川の、指定都市の区域内に存する部分	指定都市の区域内に存する部分であって、都道府県知事が指定都市の長が管理することが適当であると認めて指定する区間
堺市及び美原町域における対象河川	西除川 東除川 狭間川 など	石津川 内川 など

(2) 関与の特例

(例1) 地方債の許可又は起債の方法、利率若しくは償還方法の変更の許可
都道府県知事の許可に代えて総務大臣の許可となる。

(例2) 市施行の土地区画整理事業の換地計画の認可
都道府県知事の認可に代えて国土交通大臣の認可となる。

(3) 行政組織上の特例（資料 「行政組織上の特例（主なもの）」）

行政区

地方自治法第252条の20第1項は、「指定都市は、市長の権限に属する事務を分掌させるため、条例で、その区域を分けて区を設け、区の事務所又は必要があると認めるときはその出張所を置くものとする。」と定めている。

行政区の現状（人口の単位は人、面積の単位はk㎡）

	全市		区				
	面積	人口	数	最大人口	最小人口	最大面積	最小面積
札幌市	1,121.12	1,837,901	10	264,480	110,969	657.23	24.38
仙台市	783.54	991,169	5	265,031	127,411	302.28	48.38
さいたま市	168.33	1,038,100	9	165,800	81,956	30.64	8.38
千葉市	272.08	888,735	6	179,191	107,719	84.21	21.16
川崎市	142.70	1,258,605	7	201,216	138,191	39.21	10.05
横浜市	437.13	3,466,875	18	297,802	79,958	35.77	7.02
名古屋市	326.45	2,117,094	16	210,781	62,438	45.67	7.72
京都市	610.22	1,386,372	11	277,404	41,231	246.88	6.82
大阪市	221.82	2,490,172	24	197,677	46,617	20.77	4.37
神戸市	549.72	1,483,670	9	226,753	100,242	240.31	11.48
広島市	742.02	1,118,767	8	209,990	74,941	353.35	15.34
北九州市	485.25	997,398	7	258,113	63,821	169.43	16.66
福岡市	340.03	1,315,007	7	240,354	117,898	95.88	15.16

（資料：「平成15年版 全国市町村要覧」ただし、さいたま市の区については、平成15年6月1日現在。）

区役所の事務

ア 法令により区又は区長が処理するとされる事務（主なもの）

法令	要 旨
戸籍法	・戸籍の編成 ・諸届の受理 ・謄抄本の交付 ・その他戸籍に関する事務 (法4条)
住民基本台帳法	・住民基本台帳の作成 ・諸届の受理 ・住民票の写しの交付 ・その他住民基本台帳に関する事務 (法38条・令31条・32条)
外国人登録法	・外国人の登録 ・登録証明書の交付 ・その他外国人登録に関する事務 (法3条)
地方税法	・市税に係る犯則事件に関する差押物件・領置物件の公売・供託 (法337条・448条・485条の7・547条)
健康保険法	・保険者の請求に基づく滞納処分 (法180条)
学校教育法	・児童生徒等の住所変更に関する届出の教育委員会への通知 (令4条)
公職選挙法	・選挙権及び被選挙権を有しなくなるべき事由が生じたこと又はその事由がなくなったことを知ったときの関係市町村選挙管理委員会への通知 (法11条 、令141条の2)

イ 地方自治法第153条に基づき市長が区長に委任する事務（主なもの）

印鑑登録に関する届出の受理、印鑑証明の交付

自動車の臨時運行許可

市税の賦課・徴収等

国民健康保険の資格届出・認定・賦課・徴収等

(4) 財政上の特例

項目	内容
地方道路譲与税 (増額)	道路に関する費用に充てるため、地方道路税(国税)を財源として、地方公共団体に譲与されるもので、政令指定都市移行に伴い指定区間外国道・府道の管理事務が移譲されるため、増額される。
石油ガス譲与税 (新規)	道路に関する費用に充てるため、石油ガス税(国税)を財源として都道府県及び政令指定都市に譲与される。
自動車取得税交付金 (増額)	道路に関する費用に充てるため、自動車取得税(都道府県税)を財源として、政令指定都市・市町村に交付されるもので、政令指定都市移行に伴い、指定区間外国道・府道の管理事務が移譲されるため、増額される。
軽油引取税交付金 (新規)	道路に関する費用に充てるため、軽油引取税(都道府県税)を財源として、政令指定都市に交付される。
交通安全対策 特別交付金(増額)	道路交通安全施設の設置及び管理に要する費用に充てるため、道路交通法に定める反則金を財源として交付されるもので、政令指定都市移行に伴い、指定区間外国道・府道の管理事務が移譲されるため、増額される。
普通交付税等	政令指定都市移行に伴い、移譲事務に係る経費などが基準財政需要額に算入される一方、地方道路譲与税、石油ガス譲与税、自動車取得税交付金、軽油引取税交付金及び交通安全対策特別交付金に係る増収分が基準財政収入額に算入される。

このほか、公共事業の財源に充てるために発行した宝くじの収益金、府からの移譲事務等に係る特定財源(国支出金・地方債など)が見込まれる。

3 政令指定都市移行までの手続

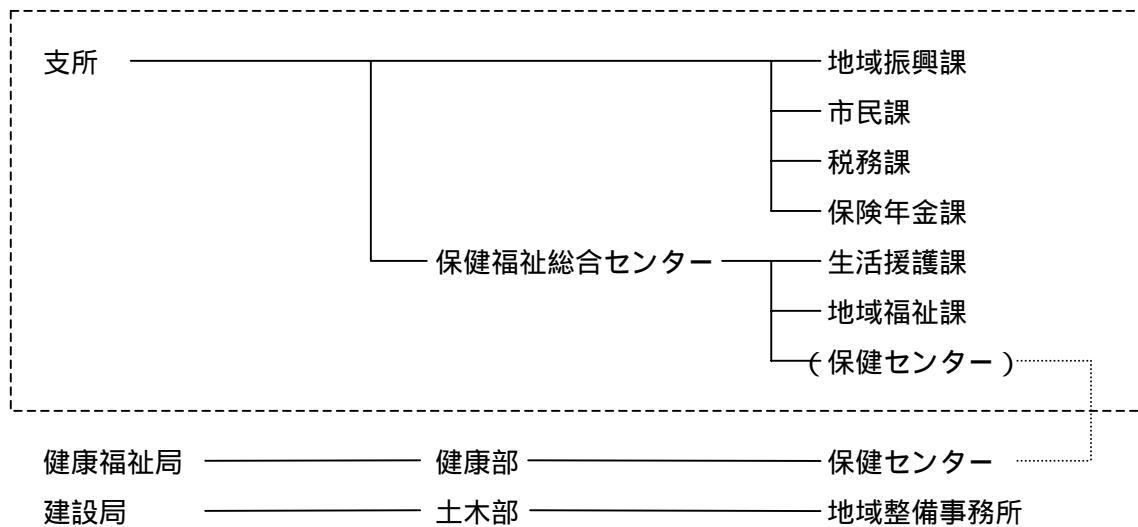
(参考)さいたま市の政令指定都市移行までの経過

- 平成 13 年 5 月 1 日 浦和市・大宮市・与野市の合併により、さいたま市誕生
- 平成 14 年 3 月 19 日 さいたま市議会において「さいたま市の政令指定都市の実現に関する意見書」を可決
- 平成 14 年 3 月 20 日 さいたま市長が埼玉県知事、埼玉県議会議長に「さいたま市の政令指定都市移行促進について」の要望書を提出
- 平成 14 年 6 月 28 日 埼玉県議会において「さいたま市の政令指定都市の指定促進に関する意見書」を可決
- 平成 14 年 8 月 9 日 埼玉県知事、県議会議長、さいたま市長、市議会議長が総務大臣に要望書を提出
- 平成 14 年 10 月 25 日 さいたま市の政令指定都市移行を閣議決定
- 平成 14 年 10 月 30 日 改正「地方自治法第 252 条の 19 第 1 項の指定都市の指定に関する政令」を公布
- 平成 15 年 4 月 1 日 さいたま市が政令指定都市に移行

4 支所のあり方について

(1) 現行の堺市支所の事務

組織



(注) 地域整備事務所長は、支所副理事または参事(地域整備担当)を兼務する。

堺支所にあつては、税務課は市民税課及び固定資産税課。生活援護課は同第一課及び同第二課。大仙西福祉相談所を置く。

主な分掌事務

地域振興課	地域の環境美化、地域コミュニティの醸成、支所の庶務、分掌事務の総合調整、支所庁舎の維持管理、調査統計、支所職員の健康管理、支所公用車の管理、現地災害対策本部、本庁各部局との連絡調整、区域内の他事業所等との連絡調整、広報広聴、市民相談、就学相談・就学事務、市政情報コーナー、人権啓発、自治会、地域団体との連絡調整、地域活動の振興、魅力ある地域づくり推進事業、就学援助・奨学金の受付、青少年の健全育成、成人の日の行事、文化・スポーツ振興、災害弔慰金・見舞金、災害応急援助、日本赤十字社、献血事業、防犯意識の啓発(は堺支所を除く。)
市民課	住民基本台帳、外国人登録、印鑑登録、戸籍、就学事務、住居表示の付番、業務に係る諸証明の発行、自動車の臨時運行、母子健康手帳の交付、人口動態調査、埋火葬の許可

税務課 (堺支所にあつては、税務課は市民税課及び固定資産税課)	個人市民税・個人府民税・法人市民税・事業所税・固定資産税・都市計画税等に係る賦課・調査・異議申立て・減免申請等、滞納整理、台帳の縦覧、業務に係る諸証明の発行、納税貯蓄組合
保険年金課	国民健康保険の資格得喪、被保険者証の交付、保険料の賦課・収納・滞納整理、国民年金の資格得喪、基礎年金等の給付、高額医療費・老人保健医療・老人医療・障害者医療・母子家庭医療・乳幼児医療の助成
生活援護課 (堺支所にあつては、生活援護課は同第一課及び同第二課)	生活保護法に基づく給付、生活保護、民生・児童委員、行旅病人・死亡人、小口更生資金
地域福祉課	身体障害者福祉法・知的障害者福祉法・児童福祉法・母子及び寡婦福祉法・老人福祉法等に基づく相談・調査・指導・措置、地域保健福祉の推進、高齢者の生きがい支援、戦傷病者等の援護、介護保険の資格得喪、介護保険料の賦課・徴収、要介護認定、児童手当・児童扶養手当、母子寡婦福祉資金、女性相談
保健センター	地域住民の健康の保持・増進、健康づくりの普及啓発、地域保健に係る調査・研究・成果の活用、人口動態統計その他の地域保健に係る統計、医療従事者等の免許に係る申請等の受付・免許の交付、医療費等の公費負担・助成の申請、飼い犬の登録等の受付、成人保健事業・母子保健事業、感染症の予防事業、予防接種事業、診療放射線業務、精神障害者保健福祉事業、難病関係事業、栄養改善事業、歯科保健事業、地区保健活動、結核患者の管理・エイズその他の性感染症、成人保健・母子保健
地域整備事務所	道路の不法占用の監督処分、道路工事施工承認、私道補助、道路・水路の新設改良・維持補修工事の調査計画、道路の舗装・掘削復旧工事の受託、災害復旧工事・応急処理、自転車駐車場等の建設・設計・施工、道路・水路・下水路の巡回・調査・点検・維持補修、道路上放置物件の処理、自転車駐車場の維持補修

(2) 美原支所独自の事務のあり方

新市建設計画の実施

新市建設計画に位置付けた美原町域の各種事業を実施するとともに、全市的な対応を要する事業については、本庁との連携のもとで当該事業にあたる。

地域審議会の運営

市町村建設計画の執行状況など地域の実情に応じた施策の実施について、市長に意見を述べる事ができる地域審議会の運営に係る事務を行う。

各種協定項目の調整結果にもとづく事務事業

美原町域に存続する事務事業を円滑に実施できる体制を整備する。また、当該事務事業の円滑な一元化に向けた調整などを行う。

モデル支所としての役割

政令指定都市移行時の区役所機能を想定し、先導的に取り組む。

ア 支所長権限、支所組織のあり方

本庁各課との事務事業の連絡調整機能の強化や効果的な支所内行政運営体制のあり方を検討する。

イ 特色あるまちづくりの推進

市民参加・協働によるまちづくりの仕組みの導入等を検討する。

指定都市の処理する主な事務

民生行政に関する事務

- ・児童相談所の設置

都市計画等に関する事務

- ・都道府県道、産廃施設、流通業務団地等に関する都市計画決定
- ・市街地開発事業に関する都市計画決定

土木行政に関する事務

- ・市内の指定区間外の国道の管理
- ・市内の県道の管理

文教行政に関する事務

- ・県費負担職員の任免、給与の決定

中核市の処理する主な事務

民生行政に関する事務

- ・身体障害者手帳の交付
- ・母子相談員の設置
- ・養護老人ホームの設置認可・監督
- ・母子・寡婦福祉資金の貸付け
- ・保健所の設置（保健所設置市が行う事務）
- ・地域住民の健康保持、増進のための事業の実施
- ・飲食店営業等の許可
- ・一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設の許可
- ・浄化槽設置等の届出
- ・温泉の供用許可

都市計画等に関する事務

- ・屋外広告物の条例による設置制限

環境保全行政に関する事務

- ・ばい煙発生施設、一般粉じん発生施設の設置の届出

文教行政に関する事務

- ・県費負担教職員の研修

特例市の処理する主な事務

都市計画等に関する事務

- ・市街化区域又は市街地調整区域内の開発行為の許可
- ・市街地開発事業の区域内における建築の許可
- ・都市計画事業の施行地区内における建築等の許可
- ・土地区画整理組合の設置の許可
- ・土地区画整理事業の施行地区内の建築行為等の許可
- ・住宅地区改良事業の改良地区内の建築等の許可
- ・宅地造成の規制区域内における宅地造成工事の許可

環境保全行政に関する事務

- ・騒音を規制する地域、規制基準の指定
- ・悪臭原因物の排出を規制する地域の指定
- ・振動を規制する地域の指定

その他

- ・計量法に基づく勧告、定期検査

資料 行政組織上の特例（主なもの）

項 目	要 旨
(1) 区 (地方自治法)	指定都市は、市長の権限に属する事務を分掌させるため、条例でその区域を分けて区を設ける。
区役所	指定都市は、条例で区の事務所(区役所)を置く。
区長	区長は、事務吏員の中から市長が命ずる。
区助役の設置	区に区助役を1人置くことができる。
区収入役の設置	区に区収入役を1人置く。
区出納員その他の 区会計職員	区収入役の事務を補助させるため区出納員その他の区会計職員を置くことができる。
(2) 区選挙管理委員会 (地方自治法) (公職選挙法)	市の選挙管理委員会のほか、区ごとに選挙管理委員会を置く。 区選挙管理委員会は、4人の委員をもって組織する。
(3) 人事委員会の設置 (地方公務員法)	指定都市は、条例で人事委員会を置く。 委員は、常勤又は非常勤とする。 人事委員会の事務(主なもの) ・職員の競争試験、選考等の事務 ・勤務条件に関する措置の要求の審査、判定及び必要な措置 ・職員に対する不利益処分に関する不服申立ての裁決又は決定

資料 各政令指定都市の区役所体制

	編成	構成（係は略す）
札幌市	部制	市民部 総務企画課、地域振興課、戸籍住民課 税務部 納税課、課税課 土木部 維持管理課 保健福祉部 保健福祉サービス課、地域保健課、保護課、保険年金課
仙台市	部制	総務部 総務課、まちづくり推進課、市民課、納税課、課税課（青葉区除く）、市民税課、固定資産税課（左記2課は青葉区のみ） 保健福祉センター（保健所及び福祉事務所を除く） 管理課、家庭健康課、障害高齢課、保護課（泉区除く）、 保険年金課、衛生課 建設部 管理課、建設課、建築宅地課
さいたま市	部制	区民生活部 総務課、コミュニティ課、生活課、区民課、税務課、 法人課税課（大宮区のみ）、地域経済課（大宮区・中央区・浦和区のみ） 健康福祉部 福祉課、支援課、高齢介護課、保険年金課、保険業務課（大宮区のみ）、保健センター
千葉市	課制	総務課 地域振興課 市民課 保険年金課 課税課 納税課 福祉事務所 社会援護課、福祉サービス課、介護保険課
川崎市	部制	区民生活部 総務課、相談・情報課（川崎区のみ）、区政推進課（多摩区除く）、地域振興課（川崎区除く）、区民課、市民税課、資産税課、納税課、建築課 保健福祉センター 地域保健福祉課、保健福祉サービス課、衛生課、保険年金課 建設センター 管理課、工事課
横浜市	部制	総務部 総務課、区政推進課、地域振興課、戸籍課、課税課、納税課、区収入役室 福祉保健センター 福祉保健課、サービス課、保険年金課、生活衛生課

名古屋市	部制	<p>総務課</p> <p>まちづくり推進部 地域振興課、市民課、保険年金課、税務課(中村区・中区除く)、市民税課、固定資産税課(左記2課は中村区・中区のみ)、納税課</p> <p>福祉部 民生課、介護福祉課、保健所、生活環境課、保健予防課</p>
京都市	部制	<p>区民部 企画総務課、地域振興課、市民窓口課、市民税課、固定資産税課(左記2課は東山区除く)、課税課(東山区のみ)、納税課</p> <p>福祉部 福祉保護課、長寿社会課、保険年金課</p> <p>保健部 健康づくり推進課、衛生課</p>
大阪市	課制	<p>総務課</p> <p>区民企画室</p> <p>住民情報課</p> <p>保険年金課</p> <p>税務課</p>
神戸市	部制	<p>まちづくり推進部 総務課、まちづくり推進課、まちづくり支援課、市民課、保険年金医療課、市税課</p> <p>保健福祉部 健康福祉課、保護課</p>
広島市	部制	<p>市民部 区政振興課、市民課、保険年金課、収納課、課税課</p> <p>厚生部 生活課、健康長寿課、保健福祉課</p> <p>建設部(中区・東区・南区・西区・佐伯区のみ)</p> <p>管理課、用地課(東区・佐伯区のみ)、建築課、土木課、五日市旧港埋立推進室、下水道課(左記2課は佐伯区のみ)</p> <p>農林建設部(安佐南区・安佐北区・安芸区のみ)</p> <p>管理課、用地課、農林課、建築課、維持課(安芸区除く)、土木課、下水道課</p>
北九州市	部制	<p>総務部 総務課、市民課、課税課、納税課、国保年金課</p> <p>まちづくり推進部 まちづくり推進課、保健福祉課、生活支援課、保護課</p>
福岡市	部制	<p>総務部 総務課、まちづくり企画課、振興課、市民課、納税課、市民税課、固定資産税課</p> <p>地域整備部 地域整備課、維持管理課、生活環境課</p> <p>保健福祉センター 福祉・介護保険課、健康課、地域保健福祉課、保護課、保険年金課、衛生課</p>

(資料：各市区役所事務分掌規則等)